

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

URL：http://www.nishi.or.jp/

9月は『障害者雇用支援月間』です

障害者が自らの能力を活かし、障害の有無に関わらず「共に働く」社会を実現するためには、事業主のみならず、一緒に働く方々の理解と協力が不可欠です。

障害者雇用対策について

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 対象障害者とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者に限る。)をいう。
- ※ 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

■ 特殊法人・国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

障害者雇用率制度について

- 雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱。
- 障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指す。

- ① 事業主に対して、従業員的一定割合(法定雇用率)以上の障害者の雇用を義務付け
 民間企業: **2.2%** 国、地方自治体: **2.5%** 都道府県等の教育委員会: **2.4%**

| 週所定労働時間 | 30時間以上 | 20時間以上30時間未満 |
|---------|--------|--------------|
| 身体障害者 | 1 | 0.5 |
| 重度 | 2 | 1 |
| 知的障害者 | 1 | 0.5 |
| 重度 | 2 | 1 |
| 精神障害者 | 1 | 0.5又は1 |

- ② **平成33年4月の前に、更に、0.1%ずつ**の引き上げ

お問合せは、ハローワーク西宮へ TEL：0798-75-6711

障害者作業施設設置等助成金及び重度障害者等通勤対策助成金の要件を一部緩和しました

(平成30年4月1日施行)

障害者作業施設設置等助成金

(1) 人事異動等の場合や療養等により休職した場合は、雇用されて6か月経過後であっても認定申請が可能になりました

原則として、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰してから6か月を経過している場合は助成対象となりませんが、要件を緩和し、以下の場合については雇用されて6か月経過後であっても認定申請が可能になりました。

- ① 人事異動等にともない、新たに作業施設等の設置又は整備が必要となる場合
 ≪申請の期限≫ 人事異動日から6か月以内に申請してください
- ② 以下のやむを得ない理由がある場合
 - i 雇用されて6か月以内に、支給対象障害者が療養等により休職等し、かつ、雇用されて6か月の時点においても引き続き休職等している場合
 - ii 雇用されて6か月以内に、支給対象障害者の障害特性に配慮した措置が講じられていたが、事業主の責めに帰さない理由により、その措置が継続できない場合
 ≪認定申請の期限≫ 雇用されて1年以内に申請してください

(2) 作業施設、附帯施設の設置に係る工事等にあたり、事業主自ら(※)が設計監理を行った場合も助成金の支給対象とします

作業施設等の設置に係る工事等にあたり、事業主自ら(※)が設計監理を行う場合は助成金の支給対象としていませんでしたが、要件を緩和し、支給対象とすることとしました。ただし、設計監理費は支給対象費用としません。※親会社、特例子会社、関係会社を含みます。

重度障害者等通勤対策助成金

人事異動等にともない、公共交通機関等による通勤が困難になった場合については、雇用されて6か月経過後であっても認定申請が可能になりました

原則として、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰してから6か月を経過している場合は助成対象となりませんが、要件を緩和し、人事異動等にともない、公共交通機関等による通勤が困難になった場合については、雇用されて6か月経過後であっても認定申請が可能になりました。

≪申請期限≫ 人事異動日から6か月以内に申請してください

※人事異動等とは、一の支給対象障害者の事業所間及び事業所内で転勤、配置転換等により、地位、勤務形態及び職務内容等が変更にあることをいい、採用を除きます。

※平成30年4月1日以降に人事異動等が行われた場合に対象となります。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
 詳しい内容につきましては、所在する都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせいただくか、機構ホームページでご確認ください。

<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



相談窓口のご案内

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

| | |
|--|--|
| <p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</p> | <p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> |
| <p>都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）</p> | <p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> |

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

| | |
|---|---|
| <p>働き方改革推進支援センター</p> | <p>働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html</p> |
| <p>産業保健総合支援センター</p> | <p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx</p> |
| <p>よろず支援拠点</p> | <p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/</p> |
| <p>商工会 商工会議所 中小企業団体中央会</p> | <p>経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/cdilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm</p> |
| <p>ハローワーク</p> | <p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</p> |
| <p>医療勤務環境改善支援センター</p> | <p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryoku-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/</p> |

その他

その他の相談窓口

兵庫県最低賃金が 871円 に改正されます

兵庫県最低賃金が、平成30年10月1日から時間額871円（改正前は844円）に改正されます。なお、最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

くわしくは、兵庫労働局労働基準部賃金室（TEL：078-367-9154）
または、西宮労働基準監督署（TEL：0798-26-3733）へお問合せください。



都道府県労働局では、雇用環境・均等部（室）に **別添1**
ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！
兵庫労働局開設期間：平成30年6月1日（金）～平成30年12月28日（金）
働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！



| | |
|---|---|
| <p>セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは</p> <p>職場において、性的な加害やからかい、食事やアットへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。</p> | <p>パワーハラスメント（パワハラ）とは</p> <p>同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。</p> |
| <p>妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは</p> <p>妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。</p> <p>また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。</p> | |

- このほか・・・
- 働く人 ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
 - 働く人 ◆ 非正規の社員も、産休・台休を取れるのでしょうか？
 - 企業の担当者 ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたなら、均等法などに違反しますか？
- ・・・などのご相談にも対応します。

兵庫労働局ハラスメント対応特別相談窓口 TEL：0798-367-0820



2020年東京オリンピック・パラリンピック特別措置法が改正

2020年に開催される東京オリンピックの開会式・閉会式に際して、会場周辺での混雑・渋滞を防ぐため、開催日前後に「国民の祝日」を移動する等定めた「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」が、6月13日の参議院本会議で可決・成立し、同月20日に公布された。今回の改正では、平成32年のみの特例として、以下のとおり、国民の祝日を移動することとした。

- 7月第3月曜日「海の日」 → 7月23日（木）＜開会式前日＞
- 10月第2月曜日「体育の日」 → 7月24日（金）＜開会式当日＞
- 8月11日 「山の日」 → 8月10日（月）＜閉会式翌日＞

これにより、土日休みの週休2日制を採る企業では、開会式の日を挟んで4連休、閉会式の日を挟んで3連休となる。

治療と仕事の両立支援制度を導入する 事業主に助成金を支給します！

～ 障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）のご案内 ～

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、**治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、10万円の助成金が支給されます。**この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

治療と仕事の両立支援とは？

反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、企業が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

措置の例

休暇制度：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）など

勤務制度：フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度 など

など

助成金の対象となる労働者とは？

傷病を負った労働者、または障害のある労働者で、それぞれ次の1および2に該当する方。

<傷病を負った労働者>

1. がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った方で、治療と仕事の両立のために一定の就業上の措置が必要な方。
2. 治療の状況や就業継続の可否等に関する主治医の意見書において、一定の就業上の措置が必要な期間が3か月以上で、かつ、事業主に対して支援を申し出た方。

<障害のある労働者>

1. 次のいずれかに当てはまる方。
 - ①身体障害者
 - ②知的障害者
 - ③精神障害者
 - ④発達障害者
 - ⑤難治性疾患を有する方（詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください）
 - ⑥高次脳機能障害のある方
2. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10に規定する「就労継続支援A型」の事業における利用者でない方。

お問合せは、ハローワーク西宮 へ
TEL：0798-75-6711

第67回西宮市勤労者美術展の出展作品を募集

西宮市と西宮労働者福祉協議会は、平成30年度「西宮市勤労者美術展」を11月14日（水）から18日（日）までの5日間、市民ギャラリーにて開催します。

応募資格は、市内に在住または在勤の勤労者（自営・パート可）で、出品は各部門1人1点、自作未発表のものに限ります。賞は、部門ごとに市長賞・市議会議長賞等5賞を各1点、佳作・努力賞を各数点です。部門、作品受付等については次のとおりです。ふるってご応募ください！

【部門・作品規格】

- ・ 洋画：6号以上50号まで（全て額装）
（水彩画・版画は八つ切り以上で180cm×150cm以内）
- ・ 日本画：6号以上50号まで（額装または屏風類）
- ・ 写真：四つ切り以上、組写真は3枚以内（パネル張りまたは額装）
- ・ 書道：縦形240cm×60cm以内、横形86cm×180cm以内、
方形120cm四方以内。（額・軸・巻・帖・屏風等・仮表装程度以上）
- ・ 彫塑・工芸：人力で運搬でき、重量概ね60kg以下、かつ自立するもの
工芸については、陶芸・染織・木材工・金工・漆芸・七宝等
（ただし、手芸に類するものは除きます。）



（注意！）規格に適合しない作品は、受付・展示できません。また、額装等の場合は、吊れる状態にしてご応募ください。

【作品受付】

11月10日（土）・11日（日）の午前10時～午後4時に、「市民ギャラリー」（川添町15-26）地下1階に直接お持ち込みください。作品の裏側に、作品名・氏名・住所・電話番号を書いた紙をあらかじめ貼っておいてください。書道は、釈文を添付してください。なお、出品料は無料です。

お問い合わせは、西宮市役所 労政課 雇用労働チーム へ
TEL：0798-35-5286

「ものづくりふれあい体験教室」を開催しました

西宮市では毎年11月に、長く同一の職種に携わり、その優れた技能をもって、社会に貢献された方の功績を称えるため技能功労者表彰を行っています。「ものづくりふれあい体験教室」は過去に表彰を受けた技能功労者の方等を講師に招き、ものづくりの素晴らしさを子どもたちに伝えるため開催しています。

今年は、8月19日（日）に勤労青少年ホームで兵庫県フラワー装飾技能士会から講師をお招きして、小学1年生以上の子どもたちを対象に、「プリザーブドを使った爽やかフラワーアレンジメント」を開催しました。親子で一緒にフラワーアレンジメントを体験し、熟練の職人技に触れた充実した一日でした。



女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日

毎年11月12日～25日までの2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間と国は定めています。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、特に配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の多くは女性です。女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることが、国際的にも重大な問題として認識されており、1999年12月国連総会は11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」として指定しました。



DV (ドメスティック・バイオレンス) に対する意識について

西宮市男女共同参画に関する市民意識調査 (2018. 3) より

▼他の異性との会話やメールを許さない



●他の異性との会話や

メールを制限するのは「精神的暴力」

男女ともに「暴力」とあるという認識が薄い項目は「他の異性との会話やメールを許さない」。暴力は、なくる、蹴るといった身体的な暴力だけではありません。相手の人間関係をコントロールすることは「精神的暴力」です。

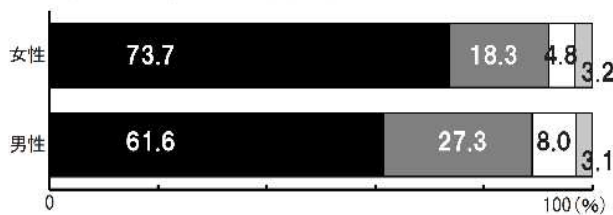
●生活費を渡さないのは「経済的暴力」

「家計に必要な生活費を渡さない」のは「暴力にあたる」という回答は男女ともに多いのですが、他の暴力に比較すると男女差（12ポイント）が目立ちます。生活に必要なお金がないということは、金銭的な自由を奪っていることとなります。

DVは加害者に「自分がDVをしている」という自覚がなく、「相手が自分の気持ちを理解してくれない」と被害者意識をもっている場合が多いのが特徴です。

※調査結果は西宮市のホームページに掲載しています。

▼家計に必要な生活費を渡さない



- どんな場合でも暴力にあたると思う
- 暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う
- 暴力にあたるとは思わない
- 無回答

西宮市

- ① 西宮市DV相談室：0798-23-6011／月曜～金曜 9:00～17:30
- ② 母子・父子相談／婦人相談：0798-35-3166／月曜～金曜 9:00～17:30

①②⑤は
祝日・年末年始は休みです

兵庫県

- ③ 警察ストーカー・DV相談電話：078-371-7830／24時間受付
- ④ 女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）：078-732-7700／毎日 9:00～21:00
- ⑤ 外国人県民インフォメーションセンター（生活全般）：078-382-2052／月曜～金曜 9:00～17:00
(ポルトガル語・中国語・英語・スペイン語)

西宮市男女共同参画センター ウェーブ



女性のための相談室 女性のカウンセラー、弁護士、キャリアコンサルタントによる相談です。一人で悩まず、気軽に相談室を訪ねてください。

- 電話相談: 0798-64-9499 月・木 10:00～12:00 13:00～16:00
- 面接相談: 妻予約 0798-64-9498 火・水・土 10:00～16:30
- 法律相談: 妻予約 0798-64-9498 第3金 14:00～17:00
- チャレンジ相談: 妻予約 0798-64-9498 第2火 10:00～12:00

図書・資料コーナー 情報は「力」です。女性のための情報、男女共同参画に関する資料等を収集し、提供しています。

- 閲覧: 開館時間中 □ 貸出: 月～土 10:00～17:15



- 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階
- 開館時間: 1月4日～12月28日 9:00～22:00
- TEL: 0798-64-9495 FAX: 0798-64-9496
- 受付時間: 月～土 9:00～17:15 (日曜、祝日を除く)
- URL: <https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html>